官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○弁理士法施行規則の一部を改正する省令（経済産業七五）　二
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通一一二）　二
〔法規的告示〕
○電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件（デジタル庁・法務六）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一四一）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同一四二）　三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（外務四〇）　三
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一七四八、一七四九）　四
○農薬を登録した件（同一七五〇）　五
○農薬の登録が失効した件（同一七五一）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通一〇二四）　六
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁一二）　六
○道路に関する件（中部地方整備局一〇〇、一〇一）　六
〔国会事項〕
官庁事項　六
〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
産　業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省、経済産業省・国土交通省、国土交通省）　七
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（石川労働局最低賃金公示五）　八
中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二五

省　令

○経済産業省令第七十五号

弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十条第二項第二号の規定に基づき、弁理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

弁理士法施行規則の一部を改正する省令

弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第三条　法第十条第二項第二号に規定する経済産業省令で定める科目は、次の表の上欄の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる科目について行う試験の出題については、それぞれ同表の下欄に掲げる選択問題のうち受験者が選択するいずれか一のものにより行うものとする。		**第三条**　法第十条第二項第二号に規定する経済産業省令で定める科目は、次の表の上欄の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる科目について行う試験の出題については、それぞれ同表の下欄に掲げる選択問題のうち受験者が選択するいずれか一のものにより行うものとする。	
科目	選択問題	科目	選択問題
一　理工Ⅰ（機械・応用力学）	材料力学（削る） 熱力学（削る）	一　理工Ⅰ（機械・応用力学）	材料力学 流体力学 熱力学 土質工学
二　理工Ⅱ（数学・物理）	基礎物理学 電磁気学（削る）	二　理工Ⅱ（数学・物理）	基礎物理学 電磁気学 回路理論
三　理工Ⅲ（化学）	一般化学（物理化学・有機化学・無機化学）	三　理工Ⅲ（化学）	物理化学 有機化学 無機化学
四　（略）	（略）	四　（略）	（略）
五　理工Ⅴ（情報）	情報基礎（情報理論・計算機工学・通信工学）	五　理工Ⅴ（情報）	情報理論 計算機工学
六　（略）	（略）	六　（略）	（略）

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。

○国土交通省令第百十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十条第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（廃油処理方法の技術上の基準） **第二十一条**　法第三十条第二項の国土交通省令で定める廃油の処理の方法の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　排水中の油分の濃度を七日を超えない作業期間ごとに一回以上日本産業規格Ｋ〇一〇二―一（工業用水・工場排水試験方法―第一部：一般理化学試験方法）の二十二により測定し、その結果を記録すること。 ２・３　（略）	（廃油処理方法の技術上の基準） **第二十一条**　法第三十条第二項の国土交通省令で定める廃油の処理の方法の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　排水中の油分の濃度を七日を超えない作業期間ごとに一回以上日本産業規格Ｋ〇一〇二（工場排水試験方法）により測定し、その結果を記録すること。 ２・３　（略）

附　則

この省令は、令和七年十二月二十二日から施行する。

法規的告示

○デジタル庁法務省告示第六号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の八第四項（同令第三十三条の十五第三項及び他の省令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子認証登記所の登記官が電子署名を行ったものであることを確認するために必要な事項を次のとおり告示する。

令和七年十一月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法務大臣　平口　洋

電子認証登記所の登記官の電子証明書（自己署名証明書）	電子証明書のハッシュ値（16進数）（注）
シリアル番号（10進数）：20251100000000001 主体名（subject）： 名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice 組織名（organizationName）＝Japanese Government 国名（countryName）＝JP 有効期間（validity）： 西暦2025年11月29日から西暦2031年11月28日まで	CF09　9170　CJDC　CEF0　01D9 C43C　46BC　CE1B　12D2　987E 9121　BC3E　5CE9　52AD　F63A 7475　1297　5C31　A494　F841 5217　5EEA　AB4A　A052　FC47 5F4D

シリアル番号（10進数）：20221100000000001
主体名（subject）：
名称（commonName）=Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
所属名（organizationalUnitName）=Ministry of Justice
組織名（organizationName）=Japanese Government
国名（countryName）=JP
有効期間（validity）：
西暦2022年11月29日から西暦2028年11月28日まで

7849	F6DE	D1EB	9B6A	5165	
0E30	C863	968F	BB8E	379F	
7AE6	E59D	3FD2	3765	125F	
1620	CDAC	24C9	DD4F	CADA	
EC4C	50C8	FD2F	9FE6	0C9A	
FAC8					

（注）上段は、ハッシュ関数ＳＨＡ－１（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「1.3.14.3.2.26」とするアルゴリズムをいう。）による変換値を示す。
下段は、ハッシュ関数ＳＨＡ－256（産業標準化法に基づく日本産業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「2.16.840.1.101.3.4.2.1」とするアルゴリズムをいう。）による変換値を示す。

その他告示

○法務省告示第百四十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。
令和七年十一月二十五日

法務大臣　平口　洋

京都地方法務局所属	公証人	関谷　政俊
同	同	早川　幸延
同	同	橋本　一
同	同	梶木　新一
同	同	林　淳史
同	同	馬場　浩一
同	同	古賀　栄美
同	同	橋本　都月
同	同	宮地佐都季
神戸地方法務局所属	同	都甲　雅俊
同	同	小畑　勝義
同	同	中井　隆司
同	同	村瀬　正明
同	同	渡邊　雅道
同	同	松本　清隆
同	同	河田　充規
同	同	釜元　修
同	同	須藤　義明
同	同	高橋　文清
同	同	岡部　精治
同	同	石打　正己
同	同	青木　裕史
同	同	大西　忠重
同	同	藤川　浩司
同	同	伊藤　伸次
同	同	江原　幸紀
同	同	新宮　高明
同	同	川北　哲義
同	同	三宅　康弘
同	同	大藪　和男
同	同	田中　眞理
奈良地方法務局所属	同	大竹　聖一
同	同	野路　正典
同	同	竹中ゆかり
大津地方法務局所属	同	阿野　純秀
同	同	坂本　淳
同	同	宮本　健志
同	同	藤本　瑞穂
和歌山地方法務局所属	同	中辻　守
同	同	山岡　徳光
同	同	村田　龍平
同	同	三橋　豊
同	同	坂口　英雄
同	同	金田　仁史
同	同	川上　岳

○法務省告示第百四十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。
令和七年十一月二十五日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所	一般社団法人オンネリ 東京都立川市曙町一丁目二十五番十二号オリンピック曙町ビル七階
変更の内容	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号及び第十五号に係る変更
変更の認証年月日	令和七年十一月十日

○外務省告示第四百四十号

令和七年十月十七日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千七百九十四号において、決議第二千六百五十三号に基づく資産凍結等の措置等の対象となる者を新たに指定したことに基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和四年外務省告示第三百八十八号）の一部を次のように改正する。
令和七年十一月二十五日

外務大臣　茂木　敏充

別表１に次のように加える。
（別表１）
８．ディミトリ・エラール
DIMITRI HERARD
国連参照番号：HTi.008
リスト掲載日：2025年10月17日
その他の情報：ジョブネル・モイーズ大統領の下で大統領府警護総局長を務めたディミトリ・エラール（Dimitri Herard）は、ハイチの平和、治安、安定を脅かす行為に関与し、同国の制度を損ない人道危機を悪化させる犯罪行為を支援してきた。同人は、ハイチにおける犯罪ネットワークやギャングの活動を容易にする上で重要な役割を果たし、ギャング「Ti Bwa」が特殊戦闘ユニットを創設することを支援する等した。同人はまた、ギャングの暴力を激化させ、国家を不安定化させた武器・弾薬の密輸を助長した疑いがある。
９．ケンペス・サノン
KEMPES SANON
国連参照番号：HTi.009
リスト掲載日：2025年10月17日
その他の情報：ケンペス・サノン（Kempes Sanon）は、ポルトープランスのオー・ベル・エール地区を拠点とするギャング「Les Argentins」のリーダーとして、ハイチの平和、治安、安定を脅かす活動に関与してきた。同ギャングは約150名の構成員を有し、恐喝、誘拐、違法課税を含む組織的な人権侵害に関与している。同人は、特に、ギャング連合「Viv Ansanm」同盟への関与を通じ、ポルトープランスにおけるギャング勢力の統合に重要な役割を果たしてきた。同人の指導の下、ギャング「Les Argentins」はソリノ地区等への攻撃を繰り返し、多数の死傷者と数千人の国内避難民を発生させた。同人は、治安機関を含む政府機関内に個人ネットワークを維持しており、逮捕されることなく犯罪行為を継続している。2021年には誘拐・窃盗・暗殺罪で服役中の刑務所から脱獄し、その後もハイチの不安定化を助長している。

○農林水産省告示第千七百四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十五日　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一・二　（略）	一・二　（略）
三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）	三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）
法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	157,322
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	296,578
（略）	（略）
第四～第九　（略）	

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	243,600
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	237,400
（略）	（略）
第四～第九　（略）	

○農林水産省告示第千七百四十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十五日　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）

三重県	17,400
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

三重県	16,400
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

○農林水産省告示第千七百五十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十月二十九日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十一月二十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24989	シンメチリン乳剤	アゴールドＥＸ乳剤	東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ディマトスゼイダムハシビ
24990	ビスピリバックナトリウム塩液剤	ノミニー液剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
24991	ビスピリバックナトリウム塩液剤	グラスショート液剤	〃
24992	ビスピリバックナトリウム塩液剤	理研ショートキープ液剤	東京都台東区東上野四丁目８番１号　株式会社理研グリーン　代表取締役社長　篠原卓朗

○農林水産省告示第千七百五十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十一月二十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

令和７年９月２日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21891	アシュラム・グルホシネート液剤	クサオールＨ液剤	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫
21893	アシュラム・グルホシネート液剤	クサオール液剤	〃
19063	イソウロン・ＤＣＢＮ・ＤＣＭＵ粒剤	ワイドウェイ粒剤	〃

令和７年９月３日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16752	エトフェンプロックス水和剤	トレボン水和剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛

令和７年９月11日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21643	メトミノストロビン粒剤	オリザトップパック	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛
23541	フェノキサスルホン・ブロモブチド・ベンスルフロンメチル剤	アルファープロＨジャンボ	〃
23545	フェノキサスルホン・ブロモブチド・ベンスルフロンメチル水和剤	アルファープロＨフロアブル	〃
23547	フェノキサスルホン・ブロモブチド・ベンスルフロンメチル水和剤	アルファープロＬフロアブル	〃
24159	フェノキサスルホン・ブロモブチド・ベンスルフロンメチル剤	アルファープロＨ豆つぶ２５０	〃

令和７年９月12日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20150	イソウロン・テトラピオン粒剤	ロードキーパー粒剤	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介

令和７年９月18日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15803	ＭＥＰ・ＰＡＰ乳剤	ラビキラー乳剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和
17326	ベンタゾン・ＭＣＰＡナトリウム塩液剤	日産グラスジンＭナトリウム液剤	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
16767	エトフェンプロックス・チオシクラム粉剤	エビセクトトレボン粉剤ＤＬ	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹

令和７年９月25日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14840	ＰＡＰ粉剤	エルサン粉剤３ＤＬ	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
24534	テトラピオン・ブロマシル・ＭＣＰＰ粒剤	ネコソギメガ粒剤Ⅱ	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一

令和７年９月26日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17327	ベンタゾン・ＭＣＰＡナトリウム塩液剤	石原グラスジンＭナトリウム液剤	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　大久保浩

令和７年９月30日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19641	ジアフェンチウロン水和剤	ガンバ水和剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
22817	アクリナトリン・スピロメシフェン水和剤	クリアオール水和剤	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　大島美紀
23083	アシュラム・ＭＤＢＡカリウム塩液剤	ユーピーエルアシュラスター液剤	東京都中央区日本橋一丁目４番１号　ユーピーエルジャパン合同会社　職務執行者　カノウ　ダニエル　ケンジ
23322	カルブチレート・ブロマシル・ＭＣＰＰ粒剤	ネコソギパワー	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
23377	ブロマシル・ＭＣＰＰ粒剤	こっぱみじんＷ	〃
24116	ブロマシル・ＤＣＭＵ・ＭＣＰＰ粒剤	ネコソギトップＶ１粒剤	〃

○国土交通省告示第千二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十一月五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5824号	高機能グループ呼出受信機	ＦＥＬＣＯＭ20	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号

○観光庁告示第十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十八条第五項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第二十九条において準用する同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

令和七年十一月二十五日

観光庁長官　村田　茂樹

一　登録年月日　令和七年十一月十三日
二　登録番号　第十三号
三　名称　株式会社中和旅行
四　住所　岐阜県岐阜市忠節町二丁目十八番地
五　代表者の氏名　野元　陽一
六　研修業務を行う事務所の所在地　岐阜県岐阜市忠節町二丁目十八番地
七　研修業務を行う事務所の名称　株式会社中和旅行
八　研修業務の開始日　令和七年十二月一日

○中部地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊田市東新町五丁目二八番一から同市逢妻町四丁目二八番三まで	前	ＢＡ 九・六〇～一〇・〇〇～一四三・九一（メートル）	六・八〇（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 九・六〇～一〇・〇〇～一四三・九一（メートル）	六・二三五～六・二三五～三・六四四（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十五号	豊田市本新町一丁目七八番一から同市同町一丁目四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十五日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

スルガ銀行及びＳＢＩアルヒの不正融資問題に関する行政横断的対応及び被害者救済の実効性確保に関する質問主意書（上村英明提出）

戦争史料が散逸しないための戦争博物館設立等に関する質問主意書（長妻昭提出）

参議院

議案受領（予備審査）

十一月二十日衆議院から次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（古川元久外三名提出）（衆第二号）

質問主意書提出

十一月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における台湾の帰属及び国家性の認識並びに台湾の「我が国と密接な関係にある他国」該当性に関する質問主意書（辻元清美提出）（第四八号）

高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における「戦艦」の意義等に関する質問主意書（辻元清美提出）（第四九号）

高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁と日中平和友好条約との関係に関する質問主意書（辻元清美提出）（第五〇号）

消費税のいわゆる「益税」に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五一号）

国立国会図書館

お知らせ

国立国会図書館は、国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号）第十六条第四項の規定に基づき、令和七年十二月二十五日（木）の国際子ども図書館における資料の利用に係る業務を休止することとしていましたが、館内サービスシステムの導入に伴う端末入替作業が延期となったため、同日は同業務を行います。

官庁事項報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号及び四十七号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番五七から同村大衡字柧木一四五番二一まで	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四)　制限の対象とする占用物件

占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占用の制限の開始の期日	令和七年十一月二十五日
図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
阿蘇市一の宮町坂梨字福原八一四番一号から同市一の宮町坂梨字新屋敷六一一番一号まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十一月二十六日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十六号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
指宿市十町字九玉前二四〇番二から同市十町字九玉前二四六番三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十一月二十六日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

産　業

日本産業規格

令和７年11月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年11月25日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

土工機械―機能安全―第４部：制御システムの安全関連部のためのソフトウェア及びデータ伝送の設計及び評価	A8341－4

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

令和７年11月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年11月25日

経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

船用電線	C3410
船用電気設備―船及びオフショア用の電力，制御及び計装ケーブルの一般構造及び試験方法	C3411

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省海事局船舶産業課においても閲覧に供する。

令和７年11月25日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年11月25日

国土交通大臣　金子　恭之

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

コンクリートのスランプ試験方法	A1101
細骨材の有機不純物試験方法	A1105
細骨材の表面水率試験方法	A1111
骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法	A1125
共鳴振動によるコンクリートの動弾性係数，動せん断弾性係数及び動ポアソン比試験方法	A1127
フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法―空気室圧力方法	A1128
モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法―第１部：コンパレータ方法	A1129―1
モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法―第２部：コンタクトゲージ方法	A1129―2
モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法―第３部：ダイヤルゲージ方法	A1129―3
フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法	A1144
コンクリートの凍結融解試験方法	A1148
コンクリートのスランプフロー試験方法	A1150
コンクリートの圧縮クリープ試験方法	A1157
試験に用いる骨材の縮分方法	A1158
土の段階載荷による圧密試験方法	A1217
スクリューウエイト貫入試験方法	A1221
土の定ひずみ速度載荷による圧密試験方法	A1227
建築物の木造部分の防火試験方法	A1301
建築用防火戸の防火試験方法	A1311
建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法	A1321
建築構成要素及び建築部位―熱抵抗及び熱貫流率―計算方法	A2101

建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準	A3302
建築・土木構造物の信頼性に関する設計の一般原則	A3305
建築構造物の設計の基本―構造物への地震作用	A3306
エレベーターのかご及び昇降路の寸法	A4301
エレベータ用調速機	A4304
エレベータ用非常止め装置	A4305
エレベータ用緩衝器	A4306
既製コンクリートくいの施工標準	A7201
下水道管路維持管理計画の策定に関する指針	A7501
下水道構造物のコンクリート腐食対策技術―第２部：防食設計標準	A7502―２
下水道構造物のコンクリート腐食対策技術―第３部：防食施工標準	A7502―３

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

石川労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和６年石川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月25日

石川労働局長　八木　健一

第４号中「１時間994円」を「１時間1,060円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号
宮城県石巻市真野字小屋前38番地１
清算株式会社　ウッド新沼株式会社
代表清算人　新沼　　豊
１　決定年月日　令和７年11月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所石巻支部

令和７年（ヒ）第１４号
静岡県藤枝市高柳1627番地の１
清算株式会社　株式会社エムテック
代表清算人　水野　　進
１　決定年月日　令和７年11月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３３号
京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町366番地
清算株式会社　株式会社青松
代表清算人　松井淳太郎
１　決定年月日　令和７年10月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第３０３３号
大阪府東大阪市宝町７番９号
清算株式会社　藤田電業株式会社
代表清算人　藤田　敦泰
１　決定年月日　令和７年11月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１７号
京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623
清算株式会社　株式会社たんばら園
１　決定年月日　令和７年11月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０６１号
東京都港区六本木３丁目２番１号住友不動産六本木グランドタワー
清算株式会社　ｂ―ｍｏｎｓｔｅｒ株式会社
代表清算人　塚田　美樹
１　決定年月日　令和７年11月７日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
１　定義
⑴　協定債権とは、清算株式会社の債権者の債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権（以下、「優先債権等」という。）を除いた債権をいう。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権を除いたものをいう。
⑶　協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
⑷　弁済対象基準額とは、別紙の協定債権者については別紙の債権額を意味し、別紙の債権者以外の債権者（第３に記載の役員等債権）については特別清算開始決定時における協定債権元本額を意味する。
２　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、清算人代理事務所（大江・田中・大宅法律事務所東京都港区虎ノ門一丁目12番９号スズエ・アンド・スズエビル６階）において行う。ただし、協定債権者から事前に書面により特定の預金口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の権利変更及び弁済方法
１　協定債権元本について
⑴　基本弁済
清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、各協定債権者に対し、清算株式会社における弁済原資（優先債権等の金額を控除した、協定債権の引当てとなるべき財産の額をいう。）を、弁済対象基準額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
清算株式会社は、上記⑴の弁済実行と同時に、協定債権元本額から上記⑴の弁済額を控除した残額につき、全額の債務の免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴の弁済の実行後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先債権等を除いた残額を追加弁済額として、各協定債権者に対し、上記⑴の例により追加弁済を実行する。この場合においては、本項⑵に基づく残債権の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
２　協定債権元本以外の協定債権
清算株式会社は、弁済を実行する場合には弁済実行時において、それぞれ、利息、遅延損害金その他、協定債権元本以外の協定債権につき、全額の免除を受ける。

第３　役員等債権
１　定義
役員等債権とは、清算株式会社の代表清算人塚田美樹及び同社の元代表取締役である塚田眞琴が清算株式会社に対して有している貸付債権、利息債権及び遅延損害金請求権を含む一切の債権をいう。
ただし、弁済対象基準額は第１に記載したとおり、特別清算開始決定時における以下の債権元本額を意味する。
塚田　美樹　1960万5801円
塚田　眞琴　1635万7694円
２　役員等債権についての免除
役員等債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３００８号

大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第二ビル12―12
清算株式会社　スカーレット株式会社
代表清算人　牛澤　清悟
１　決定年月日　令和７年11月７日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定債権の内令和５年６月７日（中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく一時停止申し入れ時点）までの原因に基づいて生じた債権（以下、「弁済対象債権」という。）の4.00パーセントの金員（１円未満は切り捨て）について、本協定認可確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。
ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する（ただし、この免除は保証人の保証債務に影響しない。）。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。
ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令変更

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　一〇八頁（号外第一七〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　三一四頁（号外第一六八号）

令和七年十一月二十五日
北海道札幌市白石区菊水三条五丁目五番一八号
（甲）株式会社北海道伊藤園
代表取締役社長　森川　博行
北海道札幌市白石区菊水三条五丁目五番一八号
（乙）株式会社土倉
代表取締役社長　櫻庭　宏哉

合併公告

左記会社は合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　四十六頁（号外第一三〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十七日
掲載頁　八十六頁（号外第二三一号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十七日
掲載頁　八十七頁（号外第二三一号）

令和七年十一月二十五日
茨城県つくば市緑ケ原一丁目一番地二
（甲）株式会社タイコー技建
代表取締役　松野　明浩
東京都江東区豊洲五丁目六番五二号
（乙）株式会社菊政
代表取締役　扇畑　芳弘
神奈川県横浜市青葉区荏田西一丁目九番一六
荏田西金子ビル二階
（丙）株式会社菊政工務店
代表取締役　山﨑　直人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月七日
掲載頁　十三頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日
千葉県柏市大津ケ丘三―一五―六
（甲）株式会社ＳＯＣＩＡＬ　ＧＲＥＥＮ　ＴＥＣＨ
代表取締役　山﨑　歩夢
東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ウィンド恵比寿ビル八Ｆ
（乙）未来煙株式会社
代表取締役　武部　多志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十一日
掲載頁　三十四頁

令和七年十一月二十五日
東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内
（甲）株式会社パボックＨＤ
代表取締役　小野　俊法
東京都港区南青山三丁目二番五号
（乙）株式会社パボック
代表取締役　中原　博之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　六十五頁（号外第一五〇号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十五日
東京都豊島区東池袋四丁目五番二号
（甲）アポクリート株式会社
代表取締役　都筑　朋英
東京都豊島区東池袋四丁目五番二号
（乙）有限会社会営
代表取締役　須田　充彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十五日
掲載頁　二頁

令和七年十一月二十五日
東京都渋谷区恵比寿二丁目三六番一三号
（甲）ＡＫＱＡ　ＵＫＡ株式会社
代表取締役　土川　哲平
東京都渋谷区恵比寿二丁目三六番一三号
（乙）ＡＫＱＡ合同会社
代表社員　ＷＰＰマーケティング・コミュニケーションズ合同会社
職務執行者　ジョン・デビッド・リーズ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.juki.co.jp/ir/notice/jas.html

令和七年十一月二十五日

東京都多摩市鶴牧二丁目一一番地一

（甲）ＪＵＫＩ株式会社

代表取締役　成川　敦

東京都多摩市鶴牧二丁目一一番地一

（乙）ＪＵＫＩオートメーションシステムズ株式会社

代表取締役　安西　洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.juki.co.jp/ir/notice/jis.html

令和七年十一月二十五日

東京都多摩市鶴牧二丁目一一番地一

（甲）ＪＵＫＩ株式会社

代表取締役　成川　敦

東京都多摩市鶴牧二丁目一一番地一

（乙）ＪＵＫＩテクノソリューションズ株式会社

代表取締役　新田　実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）https://www.shinoken.co.jp/

令和七年十一月二十五日

東京都港区浜松町二丁目三番一号

（甲）株式会社ＲＥａａＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ

代表取締役　玉置　貴史

東京都渋谷区神南一丁目一番三号ＰＯＲＴＡＬＰＯＩＮＴＳＨＩＢＵＹＡＦＤ－二一

（乙）株式会社ＰＯＩＮＴ　ＥＤＧＥ

代表取締役　玉置　貴史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十九日

掲載頁　一〇九頁（号外第二五四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十九日

掲載頁　一一一頁（号外第二五四号）

令和七年十一月二十五日

東京都中央区八重洲二丁目四番一号常和八重洲ビル

（甲）株式会社アシスト

代表取締役　平井　宏治

長野県茅野市豊平五三三五番地

（乙）株式会社カチタスアドバイザリーサービス

代表取締役　平井　宏治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　四十五頁（号外第六十三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十六日

掲載頁　五十三頁（号外第六十五号）

令和七年十一月二十五日

東京都港区東新橋一丁目八番一号

（甲）株式会社電通デジタル

代表取締役　瀧本　恒

東京都港区赤坂四丁目二番二八－一〇二号

（乙）株式会社電通サイエンスジャム

代表取締役　塚原　牧人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　四十五頁（号外第六十三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　一六五頁（号外第一〇二号）

令和七年十一月二十五日

東京都港区東新橋一丁目八番一号

（甲）株式会社電通デジタル

代表取締役　瀧本　恒

東京都港区東新橋一丁目八番一号

（乙）株式会社ｄｅｎｔｓｕ　ｈｅａｌｔｈ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　水田　聖司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十五日

掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十五日

掲載頁　三頁

令和七年十一月二十五日

大阪市中央区瓦町三丁目三番二号

（甲）株式会社東山商会

代表取締役　堀田　康彦

大阪市中央区瓦町三丁目三番二号

（乙）三喜不動産株式会社

代表取締役　堀田　康彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一一八頁（号外第一五一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一一八頁（号外第一五一号）

令和七年十一月二十五日

大阪市東住吉区北田辺四丁目二二番六号田辺ビル一Ｆ

（甲）株式会社青葉堂

代表取締役　野村　卓三

大阪市住吉区苅田七丁目一一番一〇号平元ハイツ一Ｆ

（乙）株式会社厚生

代表取締役　野村　治美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十三日
掲載頁　九十頁（号外第九十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十三日
掲載頁　八十八頁（号外第九十一号）

令和七年十一月二十五日
兵庫県姫路市東延末四丁目七三番地
（甲）株式会社日本技術センター
代表取締役　平岡　哲也
京都市下京区不明門通木津屋橋下ル東塩小路町五七六大橋ビル二Ｆ
（乙）株式会社テクノリンク
代表取締役　平岡　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）

令和七年十一月二十五日
神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（甲）株式会社ワールド
代表取締役　鈴木　信輝
神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（乙）株式会社ワールドインベストメントネットワーク
代表取締役　小川　潮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十五日
掲載頁　二頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日
熊本市中央区辛島町五番一号日本生命熊本ビル九Ｆ
（甲）株式会社エフ
代表取締役　渕上　浩介
東京都千代田区紀尾井町四番一号
（乙）株式会社Ｓａｉｌ号
代表取締役　岡部　健介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日
鹿児島県出水市大野原町二一四一番地
（甲）株式会社マルマエ
代表取締役　前田　俊一
鹿児島県出水市大野原町二一四一番地
（乙）株式会社ＫＭＸ
代表取締役　前田　俊一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の超トクーポン事業及びＬＩＮＥ関連事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十三日
掲載頁　七十六頁（号外第五十号）

令和七年十一月二十五日
東京都中央区銀座三丁目一五番一〇号
（甲）株式会社ＮＹＸ
代表取締役　中沢　敦
東京都中央区銀座三丁目一五番一〇号
（乙）株式会社パルディア
代表取締役　大川　祐介

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により日本出版販売株式会社（乙、住所東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地）の取次事業に関する資産管理業務に係る権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、当社は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割の決定をしております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.nippan.co.jp/corporate_profile/public_notice/

令和七年十一月二十五日
東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地
日販グループホールディングス株式会社
代表取締役　富樫　建

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）http://www.asa-epn.jp/ir/0000756/8iz4/

令和七年十一月二十五日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー
（甲）八木不動産合同会社
代表社員　株式会社大宗地所
職務執行者　八木　浩史
東京都渋谷区円山町二〇番一号
（乙）株式会社大宗地所
代表取締役　八木　浩史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の子供服および児童雑貨の販売事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十五日
東京都品川区南大井三丁目二〇番一六号
（甲）株式会社リトルプリンセス
代表取締役　水谷　昭満
東京都品川区南大井三丁目二〇番一六号
（乙）有限会社リトルプリンセス
代表取締役　水谷　昭満

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の営業用不動産管理事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十七日
掲載頁　九十六頁（号外第二五二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十七日
掲載頁　九十六頁（号外第二五二号）

令和七年十一月二十五日
東京都台東区柳橋一丁目二九番七号
（甲）中川装身具工業株式会社
代表取締役　中川　雄幸
東京都台東区柳橋一丁目二九番七号
（乙）株式会社中川ホールディングス
代表取締役　中川　雄幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一一四頁（号外第一八五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月十日
掲載頁　一二七頁（号外第二二七号）

令和七年十一月二十五日
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（甲）ＩＮＳＯＵ　Ｏｓａｋａ株式会社
代表取締役　中林　哲一
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（乙）ＩＮＳＯＵ　Ｗｅｓｔ株式会社
代表取締役　松本　大助

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月十一日
掲載頁　六十三頁（号外第二四八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月十日
掲載頁　一二七頁（号外第二二七号）

令和七年十一月二十五日
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（甲）ＩＮＳＯＵ　ＤＲＥＡＭ株式会社
代表取締役　西　竜平
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（乙）ＩＮＳＯＵ　Ｗｅｓｔ株式会社
代表取締役　松本　大助

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりユニチカ株式会社（乙、住所大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号）のスパンボンド事業（スパンレース事業を除く）、ステープル・ファイバー事業、ポリエステル高強力糸事業、並びにポリエステル高強力糸事業及び合繊紡事業に関する外部委託加工事業に関する権利義務及び日本エステル株式会社（丙、住所愛知県岡崎市日名北町四番地一）のポリエステル重合事業、ステープル・ファイバー事業、フィラメント事業（ユニチカトレーディング株式会社の事業及び同社の子会社の事業を除く）に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（丙）http://www.nippon-ester.co.jp/ir.html

令和七年十一月二十五日
大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号
ユニチカエステル株式会社
代表取締役　藤井　実

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により島根トヨペット株式会社（乙、住所島根県松江市西津田三丁目二番七号）の不動産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月七日
掲載頁　八十四頁（号外第二四六号）

令和七年十一月二十五日
島根県松江市西津田三丁目二番七号
株式会社ＳＰホールディングス
代表取締役　勝部　道成

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により牧港建設株式会社（乙、住所沖縄県浦添市伊祖一丁目二一番二―二〇一号）の不動産事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十四日
掲載頁　九十一頁（号外第二五一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十四日
掲載頁　九十一頁（号外第二五一号）

令和七年十一月二十五日
沖縄県浦添市伊祖一丁目二一番二―二〇一号
株式会社湧開
代表取締役　平良　定

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社廣田興産（住所　北海道士別市多寄町三十二線西二〇番地）に対して当社の水稲・畑作物事業、果樹園事業及び有価証券等金融商品の保有・運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十五日
北海道士別市多寄町三十二線西二〇番地
有限会社中多寄農場
代表取締役　廣田　則史

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社クリクラ愛媛（住所愛媛県松山市山田町乙二二五番地九）に対して当社の宅配水事業『クリクラ』に関する権利義務を承継させることにいたしました。

本会社分割は、会社法第八〇五条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月二十五日
愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
株式会社ダイキアクシス
代表取締役　大亀　裕貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ないろとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十五日
宮城県石巻市新境町一丁目一―七セシカ一
一七―二階
合同会社ないろ
代表社員　大場　正之

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社飯野の里とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十五日
福島市飯野町字原田一一番地の一
企業組合飯野の里
代表理事　菅野　寛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十五日
東京都港区南青山二丁目二番一五号
ＧＬＩＮ　Ｉｍｐａｃｔ　Ｃａｐｉｔａｌ合同会社
代表社員　中村　将人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十五日
東京都世田谷区玉川一丁目一五番一―三〇五号
合同会社プルメリアプロテクト
代表社員　衛藤　正論

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十五日

東京都渋谷区二丁目五番二三号アッシュダール広尾三〇二　合同会社ハイローズ

代表社員　廣瀬　謙治

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十六日

掲載頁　五十五頁（号外第一九二号）

令和七年十一月二十五日

東京都武蔵野市境南町二丁目一一番二二号―八〇〇一

株式会社ケー・デー・エックス

代表取締役　大矢　裕子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十五日

神奈川県厚木市元町一五番二六号

合同会社Ｒ＆Ｒ

代表社員　林　要人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＯＮＥＲＩＳＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十五日

愛知県東海市大田町後浜新田二一六番地一

合同会社ＯＮＥ

代表社員　小野　正人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十五日

大阪府吹田市高野台一丁目二番五号パークハウス南千里アリーナ二三三号室

合同会社クロデザ

代表社員　黒籔　裕也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十五日

千葉県松戸市二ツ木二〇〇〇番地の一ライオンズヒルズ新松戸六一六号

有限会社和鹿島工業

代表取締役　上村　民夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日

東京都中央区銀座一丁目二四番三号四階

株式会社マルファーロ

代表取締役　角屋　翔太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日

東京都港区赤坂二丁目四番六号赤坂グリーンクロス六Ｆ　株式会社現場共創機構

代表取締役　佐藤　大央

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月一日から令和七年十二月三十一日までの日を払込期日又は払込期間とする募集株式の発行により資本金の額の増加がなされることを条件として、資本金の額を二億五千万円（ただし、当該募集株式の発行により増加する資本金の額がこれを下回る場合には当該額）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://susten.jp

令和七年十一月二十五日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号東京虎ノ門グローバルスクエア

株式会社ｓｕｓｔｅｎキャピタル・マネジメント　代表取締役　岡野　大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億三千三百万円（うち資本準備金とする額は八億三千三百万円）減少し、三億一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.maruberi-idigio.com

令和七年十一月二十五日

東京都文京区後楽二丁目六番一号

丸紅Ｉ―ＤＩＧＩＯホールディングス株式会社　代表取締役　佐藤　由浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

ＴＣＧ２５０３株式会社

代表取締役　齋藤　玄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

ＴＣＧ２５０５株式会社

代表取締役　齋藤　玄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月三十日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十五日

東京都千代田区神田須田町二丁目三番一二号七〇一　株式会社Ｈｅｘａｂａｓｅ

代表取締役　岩﨑　英俊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　八十五頁（号外第八十七号）

令和七年十一月二十五日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウン・タワー一八Ｆ

ドーナッツロボティクス株式会社

代表取締役　小野　泰助

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九二〇五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

株式会社地域ものづくり活性化機構

代表取締役　後藤　伸之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千三百万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十三日

掲載頁　八十七頁（号外第二五〇号）

令和七年十一月二十五日

東京都台東区上野三丁目二四番六号

株式会社ＤＮＴＩ

代表取締役　佐々木裕彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百三十五万九千百四十一円（ただし、別途予定している募集株式の発行により増加する資本金の額が一億四千九百四十八万七千三百二十二円を下回る場合には当該額に二千四百八十七万千八百十九円を加算して算出した額とし、当該募集株式の発行が令和七年十二月十九日までに行われない場合には二千四百八十七万千八百十九円とする。）減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　七十六頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十五日

東京都千代田区神田駿河台一丁目七番一〇号ＹＫ駿河台ビル六Ｆ

EMC Healthcare株式会社

代表取締役　伊達　仁人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千八百四十七万五千百七十円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日を予定しております。

なお、効力発生日までに当社が新たな株式を発行する場合、当該株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額を資本準備金とすることで、最終的な資本金の額を五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月八日

掲載頁　八十九頁（号外第二〇二号）

令和七年十一月二十五日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番一〇号日本橋ライフサイエンスビルディング七・六階Ｃ－一六

ティーセルヌーヴォー株式会社

代表取締役　松永　行介

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十一日から令和七年十一月二十八日までの日を払込期日又は給付期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、その全額を資本準備金とすることとし、最終的な資本金の金額を一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　七十二頁（号外第九十七号）

令和七年十一月二十五日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

ＧＭＯアセットマネジメント株式会社

代表取締役　内田　朋宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月六日

掲載頁　一三二頁（号外第一二五号）

令和七年十一月二十五日

東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目一一番八号

ｍｏｒｅパワー株式会社

代表取締役　佐藤　朗南

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万九千九百九十九円減少し一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十九頁（号外第八十五号）

令和七年十一月二十五日

東京都中央区月島四丁目一六番一三号

日本ベーカーヒューズ株式会社

代表取締役　川﨑　竜生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.chuokai.or.jp/bs/info.aspx?id=180

令和七年十一月二十五日

東京都港区三田三丁目五番二七号

ワンドット株式会社

代表取締役　鳥巣　知得

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百八十三万九千六百八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十七日

掲載頁　九十二頁（号外第二五二号）

令和七年十一月二十五日

東京都港区芝浦四丁目一三番二三号ＭＳ芝浦ビル一三階

マーケン・ジャパン・ホールディングス株式会社

代表取締役　ドア・ファサラウ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十九日

掲載頁　一一〇頁（号外第二五四号）

令和七年十一月二十五日

神奈川県茅ヶ崎市円蔵三七〇番地

日本超電導応用開発株式会社

代表取締役　大坪　正人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十日

掲載頁　六十五頁（号外第一一〇号）

令和七年十一月二十五日

京都市左京区田中門前町一〇三番地五

株式会社ｉＰＳポータル

代表取締役　小林　正和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月十三日

掲載頁　九十一頁（号外第二五〇号）

令和七年十一月二十五日

大阪市中央区城見一丁目二番二七号クリスタルタワー

株式会社アエックス

代表取締役　高畠　朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百三十四億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月二十五日

大阪市北区曽根崎二丁目一二番七号

株式会社トライト

代表取締役　錦織　騎正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十六日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/204207/announces

令和七年十一月二十五日

大阪府松原市天美東七丁目一二番五―九〇八号

株式会社コウチ

代表取締役　大河内達矢

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十七日を効力発生日とする株式交換によって増加した資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日

宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目二番地七

株式会社ＳＫ―ＴＥＣ

代表取締役　杉崎　賢一

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月三十日を効力発生日とする株式会社アズマとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日

大阪市東成区中道四丁目五番一一号

株式会社ＡＧコーポレーション

代表取締役　後藤　久典

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月十六日を効力発生日とするエックスエルインク株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日

大阪府吹田市豊津町五三番三号

エックスエルホールディングス株式会社

代表取締役　黒田　祐司

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月二十五日を効力発生日とする株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少させることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十五日

山口県岩国市長野一八一五番地七

アラインホールディングス株式会社

代表取締役　上田　文雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千百四十八万四千百六十六円、資本準備金の額を八億九千八百八十万九千六百六十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十三日

掲載頁　八十七頁（号外第二五〇号）

令和七年十一月二十五日

東京都港区赤坂二丁目五番七号

Ｋｉｉ株式会社

代表取締役　鈴木　尚志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一一九、一〇〇、〇〇〇円、資本準備金の額を一一九、一〇〇、〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://whitecross.jp

令和七年十一月二十五日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目二〇番六号

ＷＨＩＴＥ　ＣＲＯＳＳ株式会社

代表取締役　赤司　征大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月三十日を払込期日とする募集株式の発行があった場合には、資本金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分減少し、資本準備金の額を当該募集株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　四十二頁（号外第八十二号）

令和七年十一月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

ナッジ株式会社

代表取締役　沖田　貴史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億二千五百万七千九百六十円、資本準備金の額を金八億八千八百七十四万四千四百五十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://locationmind.com/e-public-notice/

令和七年十一月二十五日

東京都千代田区神田司町二丁目八番一号ＰＭＯ神田司町四Ｆ

ＬｏｃａｔｉｏｎＭｉｎｄ株式会社

代表取締役　桐谷　直毅

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千六百二万五千円、資本準備金の額を三億四千六百二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　三頁

令和七年十一月二十五日

東京都港区台場二丁目三番二号

株式会社トムス

代表取締役　谷本　勲

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十八億一千七百六十七万五千三百三十八円、資本準備金の額を五十六億八千八百六十七万五千三百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二二四頁（号外第一四八号）

令和七年十一月二十五日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウン・タワー三七Ｆ

株式会社Ｃｕｓｔｏｄｉｅｍ

代表取締役　名古路博史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億五千九百六十七万三千二百三十七円、資本準備金の額を十一億五千九百六十七万三千二百三十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://vicone.com/jp

令和七年十一月二十五日

東京都新宿区新宿四丁目一番六号ＪＲ新宿ミライナタワー　ＶｉｃＯｎｅ株式会社

代表取締役　マックス・チェン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千五十万円、資本準備金の額を十億五百四十五万円減少し、一千万円と〇円にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はございません。

令和七年十一月二十五日

東京都港区虎ノ門一丁目一二番九号

株式会社２２３

代表取締役　堤　大造

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十五日

千葉県市川市八幡一丁目一六番一号八階
株式会社ネットホームズ
代表取締役　山口由貴子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十五日

札幌市中央区北四条西四丁目一番地
株式会社伊藤組
代表取締役社長　伊藤美香子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十五日

札幌市中央区北四条西四丁目一番地
伊藤組土建株式会社
代表取締役社長　大谷　正則

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十五日

札幌市中央区北四条西四丁目一番地
伊藤組山林管理育成株式会社
代表取締役社長　伊藤美香子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十五日

札幌市中央区北四条西四丁目一番地
ミツワ自動車株式会社
代表取締役　井口　英人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十五日

三重県四日市市山之一色町八〇〇番地
キオクシアエネルギー・マネジメント株式会社
代表取締役社長　山崎　孝浩

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十五日

東京都千代田区紀尾井町四番一号
株式会社Ｓａｉｌ号
代表取締役　岡部　健介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である米田尚司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号渋谷ヒカリエ三三階
Fundamental Research Associates Inc.
日本における代表者　米田　尚司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十五日

山形県山形市鋳物町四〇番地
株式会社ムラヤマ
代表取締役　村山　功

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十五日

千葉県富津市数馬三五四番地の八
株式会社不二越製作所
代表取締役　畑中惠美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十五日

東京都港区芝浦二丁目二番一八号
東海海運株式会社
代表取締役　鶴岡　純一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十五日

東京都千代田区神田神保町一丁目一四番四号
ミツワ自動車株式会社
代表取締役　井口　英人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十五日

三重県四日市市山之一色町八〇〇番地
キオクシアエネルギー・マネジメント株式会社
代表取締役社長　山崎　孝浩

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社エフと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十五日

東京都千代田区紀尾井町四番一号
株式会社Ｓａｉｌ号
代表取締役　岡部　健介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である米田尚司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号渋谷ヒカリエ三三階
Fundamental Research Associates Inc.
日本における代表者　米田　尚司

株式交付公告

当社（甲）は、株式会社ザリビー（乙、東京都港区赤坂二丁目一七番七号）を株式交付子会社とする株式交付をすることにいたしました。

この株式交付に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年一月六日
　　掲載頁　八十九頁（号外第一号）
(乙)　掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年十一月十日
　　掲載頁　九十三頁（号外第二四七号）

令和七年十一月二十五日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学南研究棟アントレプレナーラボ
ＷＡＳＳＨＡ株式会社
代表取締役　秋田　智司

訂正公告

令和六年十二月十三日（号外第二八九号）掲載の第五期決算公告について、流動資産「1,410,108,443」とあるは「1,380,108,443」、**資産の部合計**「**7,078,152,519**」とあるは「**7,048,152,519**」、流動負債「995,373,582」とあるは「365,486,601」、固定負債「5,961,901,522」とあるは「6,261,788,503」、株主資本「120,877,415」とあるは「420,877,415」、利益剰余金「△975,932,716」とあるは「△675,932,716」、その他利益剰余金「△975,932,716」とあるは「△675,932,716」、（うち当期純損失）「(975,932,716)」とあるは「(675,932,716)」、**負債及び純資産の部合計**「**7,078,152,519**」とあるは「**7,048,152,519**」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月二十五日

福岡市中央区荒戸一丁目一番六号
自然・インターナショナル株式会社
代表取締役　川戸　健司